

役員等に対する報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相燦会の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に対して支給する、報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定める。

ただし、役員等を兼務する職員は、この規程を適用しない。

(報酬)

第2条 役員等が、法人又は施設の要請を受け、法人または施設の業務に従事したときは、次の各号に掲げる額を報酬として支給する。

- (1) 理事長については、1時間につき2,500円とする。
ただし、年総額200万円を限度とする。
- (2) 理事、監事については、1時間につき2,000円とする。
ただし、1人につき年総額50万円を限度とする。
- (3) 評議員及び評議員選任・解任委員については、1時間につき1,500円とする。
ただし、1人につき年総額10万円を限度とする。

2 理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会へ出席したときの報酬は、同条第1項の規定に関わらず、次の各号により支給する。

ただし、理事長については、同条第1項第1号に規定する額とする。

- (1) 役員（理事、監事）

1日	4時間未満	6,000円
1日	4時間以上	12,000円
- (2) 評議員、評議員選任・解任委員

1日	4時間未満	5,000円
1日	4時間以上	10,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が、出張したときの費用弁償は、職員の旅費規程を準用し、実費相当額を支給する。

ただし、日当の額については、役員は、第2条第2項第1号の、評議員、評議員・解任委員は、第2条第2項第2号に規定する額とする。

2 役員等が、法人又は施設の要請を受けて法人又は施設の業務に従事したときの交通費は、1Km当り15円を支給する。

ただし、当施設までの距離が片道 5 Km 未満の者には支給しない。なお、片道 30Km 以上の者については、高速道路利用料金片道分を支給する。

- 3 理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときの交通費の支給については、同条第 2 項の規定を適用する。

(賞与)

第 4 条 役員等が、法人又は施設の要請を受け、法人または施設の業務を継続的（月 7 日以上）に従事したときは、職員の給与規程を準用し、賞与を支払うことができる。

(支給方法)

第 5 条 第 2 条第 1 項の規定による報酬の支給については、その月の 15 日締めとして当月の 25 日に指定金融機関の口座に振込む。

ただし、支給日が土日等の休日の場合は、その前日を支給日とする。

- 2 第 2 条第 2 項の規定による報酬の支給については、現金で支給する。
- 3 第 3 条の規定による費用弁償の支給については、現金で支給する。

(公表)

第 6 条 この規程は、社会福祉法第 59 条 2 第 1 項第 2 号の規定により、公表する。

(規程の変更)

第 7 条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるものの他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 21 日から施行する。